

平成25年度備南水道企業団入札契約制度改正

平成25年6月1日

備南水道企業団の入札契約制度について次のとおり改正します。

1 企業団発注工事における現場代理人の取扱いについて

(1) 常駐緩和（兼任）の取扱い

ア 改正内容

次の（ア）又は（イ）に該当する場合には、現場代理人の兼任を認めます。

（ア） 次の全ての要件を満たす場合

- a 兼任することとなる工事（企業団が発注する工事に限る。）の件数が2件以内であること。
- b 兼任することとなる各々の工事の当初請負金額が1,000万円未満であること。
- c 特記仕様書に「現場代理人の兼任を認めない」旨の記載がないこと。
- d 監督員と常時連絡可能な体制を確保し、監督員が求めた場合は速やかに工事現場に向かう等適切な対応ができること。
- e 兼任する工事現場のいずれかに必ず常駐できること。
- f 必要に応じて代行者を配置するなど、安全管理のほか現場の運営及び取締りに支障を生じさせないこと。

※ 現場代理人が主任技術者、配水管技能者又は水道配水用ポリエチレン管布設工に係る技術者を兼ねている場合は、兼任を認めません。

（イ） 同一の場所又は隣接した場所で行われる工事で企業団が認める工事（諸経費調整対象工事）である場合

兼任できる工事件数及び当初請負金額に制限を設けません。ただし、請負金額が2,500万円（建築一式工事の場合は5,000万円）以上の工事において現場代理人が主任技術者を兼ねている場合は、兼任を認めません。

イ 国、県又は市町村が発注する工事等との関係

国、県又は市町村が発注する工事の現場代理人が新たに企業団発注工事の現場代理人

と兼任はできません。また、企業団発注工事の現場代理人が新たに国、県又は市町村が発注する工事の現場代理人と兼任はできません。

ウ 施行年月日

平成25年6月1日以降公告（指名通知）分から

※ 現場代理人の兼任について、虚偽の届出をした場合は、不正又は不誠実な行為として指名停止等措置の対象となることがあります。

(2) 在籍出向者の取扱い

ア 改正内容

常駐緩和の有無にかかわらず、全ての工事について、在籍出向者は現場代理人として認めません。

イ 施行年月日

平成25年12月1日以降公告（指名通知）分から

2 建設工事における最低制限価格基準率の改正

(1) 改正内容

予定価格2億円以上の建設工事について、最低制限価格基準率の算定方法を次のとおり変更します。

最低制限価格基準率＝

$(\text{直接工事費} \times 0.9 + \text{共通仮設費} \times 0.85 + \text{現場管理費} \times 0.75 + \text{一般管理費} \times 0.25) \div \text{工事価格}$

(2) 施行年月日

平成25年6月1日以降公告（指名通知）分から

3 下請業者の市内業者優先について

(1) 改正内容

建設工事において、1次下請を市外業者に発注する場合は、下請負届出書の提出時に理由書の提出を義務付けます。

(2) 施行年月日

平成25年6月1日以降下請負届出書提出分から